

佐野ブランドキャラクターさのまる デザイン使用ガイドライン

デザインを正しく使っていただくために
必ずお読みください。



目次

1. はじめに ━━━━━━ P2
2. キャラクターについて ━━━━ P3
3. 申請手続きについて ━━━━ P4～8
4. 著作権表示について ━━━━ P9
5. デザインの使用について ━━━━ P10～13
6. 商品名について ━━━━ P14
7. Q&A ━━━━━━ P15～16

はじめに

「さのまるのイラスト」および「さのまるの写真」に関する著作権・商標権等は佐野市に帰属します。

個人使用を除き、必ず佐野市に**事前申請**を行い、佐野市の承認を受けてください。

このガイドラインに従い、正しく使用しましょう！



さのまる（商標登録第5487233号、第5616419号）

キャラクターについて



名前	さのまる (SANOMARU)
誕生日	2月25日
性別	男の子
年齢	5歳
性格	やんちゃで食いしん坊

佐野らーめんのお椀の笠をかぶり、腰にはいもフライの剣を差した佐野の城下町に住むお侍です。

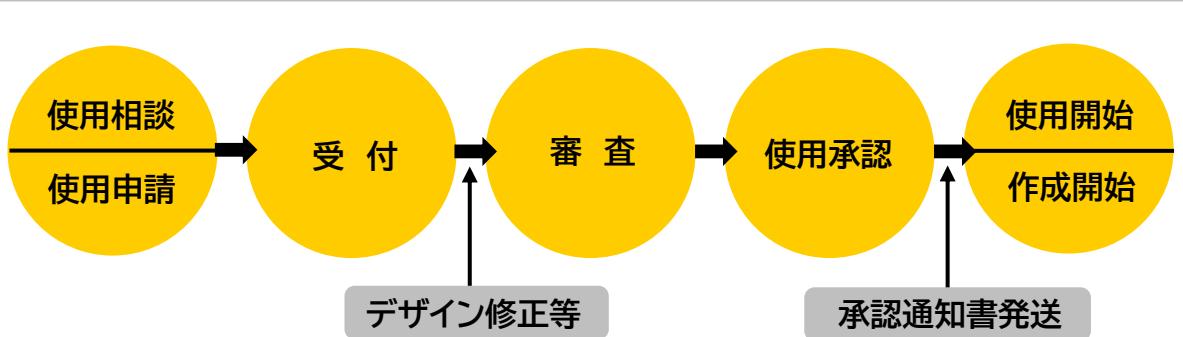
前髪は麺で出来ています。世界に佐野の魅力をアピールすべく、お椀の笠には雷文模様の代わりに、外国の方にもわかるローマ字表記の「SANO」が書かれています。

ゆるキャラ®グランプリ2013では、エントリーした1,580キャラクターの中からグランプリに輝きました。

申請手続きについて

- さのまるデザインを使用する際は、事前に佐野市に申請し、承認を得ることが必要です。

- 申請手続きの流れについて



- ・受付後、審査から使用承認まで約1週間～10日間程度かかります。
緊急の対応はいたしかねますので、ご了承ください。

※修正や立体物の製作等サンプル確認が必要な場合など、10日間以上かかることがありますので、余裕をもっての申請をお願いします。

- 申請時の必要書類等について

- ・佐野ブランドキャラクター使用申請書
- ・使用する商品や広告物などの見本（図案・写真・原稿 など）
- ・立体物製作の場合、商品サンプル

- 申請書の様式について

- ・さのまるオフィシャルホームページの
「さのまるのデザインを使いたい」のページからダウンロード
することができます。

<https://www.city.sano.lg.jp/sanomaru/1023.html>



申請手続きについて

●申請書提出窓口・お問合せ先について

- ・メールまたは郵送、窓口へ直接持参にてご申請ください。

①メール	kohobrand@city.sano.lg.jp
②郵送 ③窓口(担当課)	〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1 佐野市役所 広報ブランド推進課
TEL	0283-27-3012

●使用期間について

- ・原則、使用承認日より2年間です。
- ・商品の在庫がある場合は、使用期間を超えて販売可能です。
- ・使用期間中、商品のデザインや製作数の変更を行いたい場合は、改めて使用申請書を提出してください。
- ・増産をせず、デザイン変更をしないもの(常設された設備)に関しては、材質の耐用年数や設置の期間によって、使用期間を2年以上にすることも可能です。その際は担当課にご相談ください。
- ・期間満了後、継続して使用・販売する場合は、改めて使用申請書を提出してください。

●完成品の提出について

- ・出来上がった商品は、完成品またはその写真を担当課へ郵送、持参、メールにて提出してください。

●さのまるデザインの使用料について

- ・無料でご使用いただけます。

申請手続きについて

●申請書の記入例

別記様式第1号(第4条関係)

佐野ブランドキャラクター使用申請書

令和〇年〇月〇日

佐野市長様

〒327-0022

住所 佐野市高砂町1番地

(法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)

団体や会社の場合は
代表者名も記載

△△株式会社

氏名 佐野丸 太郎

(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

次のとおり、佐野ブランドキャラクターを使用したいので申請します。

使用目的	ボールペンの作製・販売
使用方法又は製作方法	ボールペン本体にさのまるデザイン
使用期間	使用承認日より2年間
使用する数又は製作する数	10,000 本
連絡先	担当者名:佐野丸 花子 電話番号:0283-00-0000 E-MAIL :kohobrand@city.sano.lg.jp
佐野ブランドキャラクター取扱 要綱の遵守	<input checked="" type="checkbox"/> 佐野ブランドキャラクター取扱要綱を確認し、第3条 (承認基準)に抵触いたしません。 (□にチェックをお願いします。)

使用希望期間を記載

※販売目的の場合、以下について記載。

商品の名称	2色ボールペン	・販売目的の場合、記載すること。 ・販売価格(税込)を記載 ・具体的な販売場所を記載
販売小売予定価格(税込)	150円	
販売場所 (番号に○をつけ販売場所を 記載してください。)	①佐野市内 ②市内及び市外 ③その他 (市内外の自社店舗及びインターネット販売)	

添付書類:商品の見本(見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等)

※市処理欄	受付日		整理番号	
-------	-----	--	------	--

申請手続きについて

●「使用する商品や広告物などの見本」について

〈広告物〉



どこに、どのようなサイズと色で使うのかを明記した**デザイン案**を提出。

〈商品〉

【デザイン案】



どのような商品になるのか**具体的なイメージ図**等を提出。
(タグや台紙、ラベル等も一緒に提出)

申請手続きについて

●留意事項

1. 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処するものとし、佐野市は一切の責任を負いません。
2. 使用にあたっては、製造物責任における責任の所在を明らかにし、関係法令を遵守するとともに消費者等に誤認や誤解を与えないようにすること。
3. 「さのまる」の使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してイラスト等を使用する権利を付与するものではありません。

●使用承認できない場合（佐野ブランドキャラクター取扱要綱第3条より抜粋）

1. 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
2. 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
3. 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は支援するおそれがあると認められる場合
4. 自己の商標及び意匠とするなど、独占的に使用又は使用するおそれがあると認められる場合
5. 不当な利益を得るための使用又は使用するおそれがあると認められる場合
6. デザインのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
7. 立体物で、その表現がイラストの立体物として認められない場合
8. デザインの変形やその他イラストの使用が適当ではないと認められる場合
9. その他市長が使用について適当でないと認めた場合

著作権表示について

●名称と著作権表示の記載について

- ・①～④のいずれかの方法で**名称と著作権表示を必ず表示**してください。

- ① 佐野ブランドキャラクターさのまる©佐野市
- ② さのまる©佐野市
- ③ sanomaru©sanocity
- ④ SANOMARU©sanocity

〈表示例〉



佐野ブランドキャラクターさのまる©佐野市

※文字のフォント・配置・サイズ等の指定はございません。

※さのまるデザインの近くに表示できない場合は、その他の箇所
(例:商品タグ、説明書等)に記載してください。

デザインの使用について

このガイドラインに従い、正しく使用しましょう！

●さのまるデザインの変形について

- ・さのまるのデザインは、必ず元のデザインをそのままご使用ください。いかなる場合であっても、手の向きや色の変更する等、デザインを変形することは一切できません。

＊ 縦横比の変更



＊ パーツの省略



＊ 左右反転



- ・立体物を製作される場合は、自己解釈で行わず、必ず4面デザイン（デザイン:B-1～B-4 または F-1～F-4）をもとに製作してください。また、市の監修が入ることを予めご承知おきください。

●さのまるのイメージ性について

- ・独自の設定や性格付けなど、プロフィールから想定できない使用をしないでください。
また、プロフィールそのものを追加・改変しないでください。

【NG例】

- ・さのまるに飲酒、喫煙、乱暴な表現などをさせる
・プロフィールに無い、新たな特技を追加してPRする など

デザインの使用について

●さのまるデザインのカラーについて

- ・さのまるデザインのカラーを変更することは一切認められません。
必ず指定色もしくは単色でご使用ください
- ・印刷物等で単色として使用する場合、グレースケールを前提とします。
他の色を用いる場合はご相談ください。
- ・袴の色のみ変更するなどといった、パーティごとの色の変更はできません。
また、袴や丼の笠に柄をつけることはできません。



指定色



単色(グレースケール)

・SANO : M96% Y94%
・前 髮 : C12% M18% Y53%
・ホ ッ ペ: C7% M42% Y22%
・袴 : C63% M65% Y74% K20%

・イモフライ : C24% M47% Y83%
・ソ ース : C55% M82% Y70% K20%
・ベ 口 : M54% Y25%

*補足:ホッペと肉球は配色が同じ

デザインの使用について

●さのまるデザインを複数使用する場合

- ・さのまるに複数の人格を持たせることはできません。



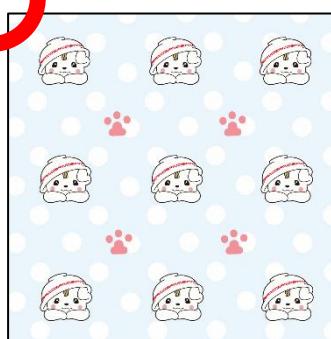
- ・さのまる同士が手をつないだり、遊んだりするなど、さのまるが複数いるような印象を与える使い方はできません。

- ・1つの画面に複数のさのまるを配置する場合も、親子、兄弟、友人と見間違えるような配置など、さのまるが複数いるようなデザインはしないでください。

【使用可能な事例】



総柄



ランダム



デザインの使用について

●注意事項

- ①さのまるに吹き出しをつけることはできません。
- ②さのまるに「僕」や「拙者」などの一人称はつけられません。
- ③さのまるを会社名に使用することはできません。
- ④特定の企業・団体や商品を応援するような使用をすることはできません。
- ⑤特定の企業・団体のPRにつながるような衣装を身にまとうことはできません。(例:企業ロゴの入ったTシャツなど)

※企業・団体の特定キャラクターと誤解されないよう、必ずさのまるの名称と著作権表示を記載してご使用ください。



商品名について

「さのまる」は佐野市のキャラクターとして中立でありますので、「さのまる愛用〇〇」などの性格付けやイメージ付けがなされるような使い方、特定企業をイメージさせるような使い方はできません。

●商品名一例



- ・マグカップ(さのまる)
- ・Tシャツ
- ・クッキー さのまるVer.



- ・さのまるマグカップ
- ・さのまるクッキー
- ・さのまるTシャツ

「さのまる〇〇」といった、商品名に「さのまる」の冠を付ける際は、担当課に一度ご相談ください。



- ・さのまるとおそろいマグカップ
- ・さのまるだいすきクッキー
- ・さのまる × 〇〇社コラボTシャツ

Q&A

Q1.

個人がさのまるデザインを使用する場合、申請書は必要ですか？

A1.

個人使用の範囲である場合、申請書の提出は不要です。

〔個人使用 例〕

- ・SNSのアイコンとして使用（非収益のアカウントのみ可）
- ・SNSにて、自身が撮影したさのまるの写真を投稿
- ・販売せず、自身のみ着用する洋服のデザインに使用

個人使用の場合も「佐野ブランドキャラクターさのまるデザイン使用ガイドライン」に従うこと。

Q2.

店内POPにさのまるデザインを使用する場合、申請書は必要ですか？

A2.

個人使用の範囲を超えるので、申請書をご提出ください。

Q3.

スポーツチームのユニフォームや応援旗にさのまるデザインを使用することはできますか？

A3.

さのまるは佐野市の公式キャラクターのため、市を代表するチームと誤解されないよう使用してください。

Q&A

Q4.

会社の概要書や冊子等にさのまるデザインを使用することはできますか？

A4.

使用可能です。

外部に配布する場合や一般の方がご覧になる場合は、申請書をご提出ください。

会社内部で使用する資料に使用する場合は、申請書の提出は必要ありません。

Q5.

企業の広告としてさのまるデザインを使用することはできますか？

A5.

企業のキャラクターと誤解されないよう、さのまるデザインの近くに「名称」と「著作権表示」を記載してご使用ください。

Q6.

名刺や看板など、会社名・団体名の入ったものとさのまるデザインと一緒に使用することはできますか？

A6.

以下の企業・団体については、使用可能となります。

- ・さのまるサポートーズ企業・団体会員
- ・佐野市内に所在する企業・団体
- ・佐野市内に支店や営業所を設置する企業・団体

上記以外の企業・団体につきましては「郷土愛デザインマーク」をご使用ください。